

令和3年 第5回 臨時教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年4月26日（月）午前10時00分～午前11時24分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者
 - [委 員]
教育長 教育委員3名
 - [事務局]
教育部長 教育総務課長 生涯学習振興課長 教育総務課総務班長
- 4 欠席者 教育委員1名
- 5 傍聴人 6名
- 6 議題及び議事の大要 次のとおり
- 7 報告事項
 - ・豊見城市立与根体育施設について
- 8 教育長又は会議において必要と認める事項

第5回臨時教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第5回臨時教育委員会を開催します。</p> <p>なお、この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので会議を進めてまいります。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に宮城委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは、会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程のとおりで進めてまいります。</p> <p>日程第3 報告第2号 豊見城市立与根体育施設についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>おはようございます。それでは報告第2号 豊見城市立与根体育施設について説明いたします。</p> <p>与根体育施設について、下記のとおり報告する。一番下のほうですね、報告理由のほうをまず読み上げたいと思います。豊見城市立与根体育施設の管理について、市長より教育委員会に諮る必要があるとの指摘に基づき報告し、意見調整をするものであります。</p> <p>この報告内容、1、2、3、4とございますが、まずこれまでの、与根体育施設の廃止条例の議案を審議してきております。3月市議会での現状と報告をまとめていただきたいと思います。まず、3月議会で与根体育施設の廃止条例がどのように議論され、どう変わったのか説明したいと思います。</p> <p>まず、3月市議会の初日、3月2日には与根体育施設に関する廃止条例案を提案しております。同日に市議会では、豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会が設置されております。委員が10名で構成されております。この特別委員会は、この3月の市議会中もしくはその後の閉会中でも審査できるものということで設置されています。その特別委員会に廃止条例案が付託されて、今定例会中に5回の審議を経て、最終日である3月26日には市議会本会議場の場にて、特別委員会委員長の審議結果報告を踏まえて議論され、結果、否決となっております。</p> <p>また、直後に議員提案による与根体育施設の設置及び管理に関する条</p>

	<p>例の一部改正案が発議され、その内容で可決されております。この改正内容につきましては、これまでの体育施設サッカー場に旧野球場の残地を加える内容となっており、これまでの与根体育施設が大枠として広がっている状況になっております。こちらにつきましては、地図を今つけてあります。これをちょっと確認させてもらいたいと思います。A3、大きな地図ですが、拡大図のほうをお開き願えれば、真ん中より下のほうに管理事務所というのが青い色でついています。そこに木、横にラインが入っていますが、こちらが前の旧野球場との境目になっていて、これまでではこれより上のほうが与根体育施設ということで位置づけていました……。すみません。真ん中より下のほう、横にラインが入っていますが、それより上のほうですね、これまでではそれが与根体育施設、現況のサッカー場になります。それに議員の提案する一部改正案につきましては、その下の部分ですね、前の野球場の残った部分がこちらに市の土地がありますので、それを加える形になっており、つまり大枠、これ青いラインで全部囲まれています。なので、全てが体育施設に条例の中では変更になっているということです。これが今の現状であります。</p> <p>さて、ここからが課題となります。廃止条例が否決となったことで条例は継続されており、教育委員会としては管理義務が発生しております。ただし、3月末までは予算化されていた管理費において、シルバーハンモックセンターへ委託して、この施設を管理する方法を取っていました。しかし、新年度においては、その管理費については予算化しておりません。理由は、廃止条例を提案するという整合性を取っているということでございます。現在は、この条例に基づいてサッカー場として利用されておりまして、管理については、生涯学習振興課の職員が直接現場に行って、貸出しの手続や夕方以降のナイターの照明の点灯や消灯を行っております。また、休日につきましても同じように管理をしていて、併せて除草清掃作業、草刈り作業も含めてやっているということでございまして、直接職員がここを管理するというのは、これからは非常に困難な状況になり、合理的ではないということはご理解いただけるかというふうに思っております。</p> <p>また、この状況を改善していくためには管理費用を早急に、今年度の既設予算からでも流用して令和2年度と同様な方法で委託をしていきたいと考えております。この流用の手続につきましては、4月1日付で流用要求書という内部の手続をしておりますが、今現在は保留状態ということになっておりまして、市長からは今後の与根体育施設の管理について、その方針について教育委員会へ諮るようご指摘がございましたので、</p>
--	--

	<p>本日の報告案件としているところでございます。</p> <p>私たちとしては、条例が継続されている以上、管理義務が生じていることから、早急に管理費の1年間分の流用要求を行って予算化することで、これまで同様にシルバー人材センターへ委託していきたいと思っております。また、今後廃止条例が仮にまた提出されて、可決されるなど与根体育施設の運営に変更が生じた際には、その場合に予算減額等の調整をしていきたいと考えております。こちらが内容でございます。その内容につきましては、議案の表の報告内容、現状と課題、今後の対応ということで記載をしております。</p> <p>また、4番につきましては、今の話とは別件でございますが、与根体育施設に関する廃止条例案を6月追加に提案するための教育委員会での議案の取扱いにつきましては、同施設に関する状況が3月市議会から変わっていないことや与根西部土地区画整理組合との協議が今後必要なことなどを踏まえ、今回は提案を見送る方向にしたいと考えております。</p> <p>以上、現状と課題、そして今後の対応についての説明といたしますので、議員の皆様のご意見を伺えればと思っております。よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>すみません。私のほうも少し追加させてください。生涯学習振興課長がこれだけ取り組む背景には、社会体育班には4名の職員がいます。班長を含めて4名です。しかしながら、2人は体調が思わしくない職員もいて、管理業務については大変苦慮している現状がありまして、生涯学習振興課長のほうはそういう取組を一生懸命やっているという背景がございますので、それについては、本人は申し上げにくいと思いましたので、私のほうから追加して説明をさせていただきます。</p> <p>ただいま提案がありました件について、ご意見がありましたら、委員の皆さんには意見をお願いしたいと思います。</p>
大城委員	<p>意見を言う前に、その前の意見だけど、皆さんのが今やっている廃止条例、この辺が私の頭では理解できなくて、これまで条例の廃止理由としては、豊中のサッカー練習場確保のための否決というふうに私は考えていましたんだけど、今回予算がついてきたんですよね。今の問題に。管理事務委託の予算がついてきたんですよね。</p>
教育長	<p>私のほうから、もう1回。管理費は令和2年度まではついていました。令和3年度当初予算でそれが削られました。当然シルバーに委託する管理費を、除草清掃費を、トータルで幾らか、100万円と……。</p>
生涯学習振興課長	トータルで300万円。
教育長	300万円の予算がこれまでついていたのが削られたわけですよ。

備瀬委員	令和2年までは300万円が計上されていたけど、令和3年度はゼロになったということですか。
教育長	はい。それは担当課としては復活要求も出しています。復活要求も出しましたけど、それは聞き入れられなくて、結局令和3年度からはゼロというふうになっているわけです。しかしながらも、今担当が言っているように施設が存在する以上、管理は当然求められるわけです。開け閉めだったり、電気の点灯だったり、そして除草清掃だったり。それは直接職員がやるんじゃなくて、今までシルバーがやっていたというシルバーに対する予算と管理費用の100万円、トータルで300万円というのが令和2年までついていたのが、令和3年度予算からなくなったわけですね。それで担当課長は流用の申請、予算の流用。要するにこの管理費を、令和4年の4月1日から管理をしないといけないので流用の申請をしているわけです。それが……、令和3年4月1日で申請をしているんですが、今のところ認められていない状況があるので、その背景として教育委員会の委員の皆さんと意見交換をしてはどうかという内容がありましたので、その状況に基づいて当然その管理についての皆さんとの意見交換を進めていくということが今日の会議の趣旨です。
大城委員	少し分かってきたような感じがしますけど、これまで予算がついていたものが、令和3年度はつかなくなった。これは否決されたから。
教育長	いいえ、全く関係ないです。本来は、当然この予算というのはつけられるべきです。
大城委員	予算がなければ運営もスタートできないわけじゃない。
教育長	それで困っているので、担当課長としてはそういう申出があったわけです。
大城委員	問題は、スタートから維持管理費がついていなかったというところで、まず最初の問題になるわけね。
備瀬委員	現在は運営費がない中で、今、除草剤とかそういったものは野放しの状態が続いているんですか。予算がゼロだからシルバーにも委託ができなくて伸び放題とか、そういう。
教育長	除草清掃の話は、まだ具体的に行うような状況にはなっていない状況にありますが、ただ管理、要するに日常の開け閉め等については、現時点では職員が対応している。さっき、ここで私が言ったのはその職員の班長以下4名の職員のうち2人は体調がよくないという現状があって、1人は3月まで休んでいたし、1人は一日一日ちょっと調子が悪い場合には出勤しない状況があったんです。そういう状況にあるので、課長としては早めに対応してほしいということがあったので、今日の会議を開

	催すということに決めたわけです。
宮城委員	質問。先ほど生涯学習振興課長のほうから令和2年度までは予算がついていました。令和3年度、予算を計上しなかったのは廃止条例案が可決されるであろうということはどういうことでしょうか。
生涯学習振興課長	令和3年度の当初予算を財政課に要求するわけなんですけれども、その段階で私たちはこの管理費につきましても当然計上してくださいというふうに要求しております。その一次査定の中では、やはりそれが認められてはおりません。その後の復活要求というのがございますが、それについても私たちは要求をしていて、結果的に認められてはいないんですが、その査定の中では、3月市議会にこの廃止条例を今回出すということの整合性を取るために予算はつきませんというような内容でございました。
宮城委員	分かりました。
大城委員	少し分かったような気がしますが、要するにこの予算をつけなかったのは、これは市長ですかね。市長がつけなかったのは条例廃止を前提に考えてつけていなかつたということですか。
教育長	そこで私がはいとは言えない。
生涯学習振興課長	3月市議会に向けて動いていくんですけど、予算要求などで。当然、3月市議会には廃止するための条例を出すので、それと合わせるために予算をつけていませんということになったんですけれども、結果的に3月市議会のほうではその廃止条例が否決されているので、実際には条例は生きています。生きていて今は市民に貸出しをしないといけない。僕らは管理をしないといけないという状況が発生をしていまして、それを適切に管理していくために、その管理費を、これまであったような管理費をつけてもらいたいということです。
大城委員	この辺は分かります。この管理費というのは当然年度初めについていなければ、この事業がスタートできないわけですよね。
生涯学習振興課長	条例はそのまま継続されております。ということから、私たちは4月1日に、今、当初予算にある予算の中から流用をして、お願いしてまずはこここの管理費を、優先的に管理をしたいということで、その手続をしております。ただ、それが今保留状態になっております。理由につきましては、教育委員会で意思決定というんですかね、今後の方針を決めてくださいというようなこともありましたので、今回、そういうような1年間分の流用をして、管理をしていく中で、また今後どうするかというのを協議していくのかなというふうに思っております。
宮城委員	いずれにしても管理をするためには、やはり予算が必要であるという

	ことなんですね。
生涯学習振興課長	はい、そのとおりです。
大城委員	今日は、この会議は、この予算案を流用していいかどうかということを含めたものの決議を取るんですか。
教育長	じゃあ、私のほうから。議案について、今日は報告案件になっていて、報告案件は……、課長のほうから説明したほうがいいね。
教育総務課長	今回、報告理由のほうを見ていただけたとですね、市長より教育委員会に諮る必要があるとの指摘があつて開催されている。今回、この報告案件が上がっているという、まずご理解いただきたいと思います。ただ、その中で教育委員会に上げるに当たって、これを議決事件とするのか、この案件の取扱いについて、非常に事務局としても悩みました。そうする中で、報告案件が一番適当であろうということになって、今回そうしておられます。ただ、今回決議をするか、要するに議決をするかどうかについてなんですかとも、ただ、市長部局のほうからは、今後の与根体育施設の方向性だとか、こうなっている現状を踏まえて当面の間どうするのかということも含めて議論した上で、もう1回予算の話をしてほしいということがありましたので、一定程度ご意見を伺って意向を確認する必要があるだろうなと思っております。そういう意味では、会議規則に基づく議決ではございませんが、一定程度の方向性はご意見を聞いた上でしていかないと、これから先に進めないということになるかなと思っています。もう一方は、今後の対応については、1年分の管理経費というのは通例を、令和3年度の会計年度の予算ですので、条例が廃止されるまでの間は管理する必要があるということでの経費であるということと、その廃止に係る関係については、6月については見送りの方向かなということがこれまでの議論の中にありましたので、このあたりのところを踏まえて報告しておりますので、そこも併せてご議論いただければということでございます。以上です。
大城委員	今の説明で、私なりに少し分かったような気もしますが、前から思っていたのは、さっきも言った与根体育施設については、非常に何か複雑というか、私が思った以上に重い、大きい問題じゃないのかなと私自身なりに思っているんですよね。だからこういう会議で話し合いを何回もしているんだけど、実際、関係者というか、豊中のサッカーチームの関係者からちょっと話を聞きたいなという気もするんですけども。今日別に議決をしないにしても、今後の自分の、こういう与根体育施設について、少しそういう周りの人たちの意見も聞いてみたいなどという気がします、私は。ほかの皆さんはどうですか。こっちだけでやっているんだけど、

	どうも豊中の子どもたち、サッカーチームの皆さんはどう思っているのかな。
生涯学習振興課長	議論はいいと思います。ただ、現状としては与根体育施設については、やはり豊中も含めまして、一般的なサッカー競技者もしくは子どもたちを含めて借用もされております。現状のほうで見ていただきますと、やはり今、職員が直接管理するという部分については、大分困難が生じているということから、まずはそこを解決しながら、今後の話につきましては、またいろいろ議論させていただければというふうに思っております。
大城委員	管理を今、シルバーに預けているわけですよね。そうだよね。
生涯学習振興課長	すみません、令和3年度に入りました、その管理費は予算化されていませんので、まだシルバーにはお願いしておりません。なので、今、直接職員がそこに管理をしに行っているわけです。休みの日も夜も含めて鍵の開け閉め、掃除とともに、トイレの掃除もありますので、これも含めて職員が直接行っております。
大城委員	ますます理解できました。
備瀬委員	ちょっといいですか。大城委員はよく理解できているようなふうに感じ取ったんだけど、私の考えは、たしか前回の会議の中で一番の懸案事項が豊中のサッカーチームの練習場確保がない。それをどうするのかというのがメインテーマだったような気がするんですね。ところが3月か2月でしたか、豊中のグラウンドのほうが使用できた。陸上競技場も使用できる。与根漁港のほうも多目的広場のほうが活動できる。そういうのが整ったので、もうこの件については終わったのかなと思っていたんですね。ところが今みたら、全然また飛躍して、急展開して、ちょっと私このことがよく理解できない。野球場の一部のほうがサッカー場に加わってというところ、ちょっと理解するのに少し時間がかかるているのかと。今正直、そんなことで私のほうとしては意見が言えるような考え方を持っていないという現状かなという感じがします。この件は、否決されたことは知っています。でもそれはもう、ないと思ったので、今は私自身理解できていないというのが、私の、今のところの意見であります。ただ、今現在与根体育施設は運営している。シルバーに委託していたのが、予算がないものだから職員のほうで対応して厳しい状況にあるというのは理解はできますけれども、その程度しか、今私のほうでは分かりませんので、その辺の経緯のほうが知りたいなというところですかね。
生涯学習振興課長	すみません、現状なんですけれども、今、地図のほうで見ていただきますと、図面ですね。先ほど言いました管理事務所というのが真ん中より下のほうに、左側にあります。そのラインより下のほうが今回追加された地番ということになります。青い図面ですね。それで現状は、その

	<p>ラインより上のほうが、今の、現況としてはサッカーコートになっており、それが継続して今使われている状態です。その条例の中では改正をされて枠が広がったといいましても、まだその下について、これからどうするかというのは、これから協議していくものになるのかなというふうに思っています。ただ、3月まで、令和2年度いっぱいまで管理していた同様ですね、まずはそこを、今のサッカー場が使われている現状を踏まえて、そこはしっかりと管理していかないといけない。当然、下の事務所があるところに、今回追加されたところも含めて管理はしていくんですけども、現状としてはその使用をさせるためにしっかりと管理していきたいというふうに思っていますことから、今回早急に流用という手続を取って、管理費を認めてもらいたいというふうに思っております。よろしくお願いします。</p>
備瀬委員	これ将来的にはサッカー場のほうと、野球場のほうを合わせてから、正式なサッカー専用場をつくろうという構想もあるんですか。
教育長	私のほうで。具体的な話はまだそこまではないと私自身は認識していますが、ただ、現状の問題として、この体育施設が存在している以上、トイレの開け閉めだったり、そういう対応をすると。また、生涯学習振興課長としては、それをやらざるを得ないという現状があるわけですよ。そのために必要なシルバーへの管理費用と除草清掃の予算は流用を認めてもらいたいという。これ以上の話は今のところはないわけですよ。ただ、施設がこれ存在していますから、しっかりと管理する義務は当然我々にはあるという認識で説明を、課長のほうがそういう説明をしているというふうに私自身は認識しています。
教育総務課長	経緯のところが少し分かりづらいなということは、確かにそのとおりだなというふうに理解しております。ちょっとご理解するかどうか分かりませんけれども、説明をさせていただきたいと思います。この与根の体育施設につきましては、公の施設と言われている施設になっています。要するに市民の皆さんができる施設として供用されている施設で、この設置に当たっては地方自治法に基づいて条例でこれを定めるとなっています。それに基づいて、与根体育施設条例というものが制定されて、それに基づいて与根の体育施設があるというのをまず認識していただいて。その施設につきまして、今回、これは区画整理事業がこの地区に入ったことに伴って、また代替施設が当初の時点では別途確保されるということもあったということも含めてですね、ここは廃止の方向でということで議論が進んでおりました。その中で、やはりここは再生医療の件も含めてやむなしidaよねということで、当初廃止案件が条例案と

して出されて、議会に提案されております。なぜ議会に提案されるかというところなんですかけれども、この条例につきましては、議会の議決がないと制定改廃ができない。制定をしたり、改正をしたり、廃止ができないということになっております。その提案についてはもちろん市長もできますし、議員も提案できることになっています。3月に起こったことは、廃止の条例について、教育委員会の議を経た上で市長は提案するとされて、3月に廃止の条例が提案されております。併せて、それが否決された後に、議員のほうから先ほど来、説明のあります旧野球場の地番を加える条例案が出されています。この条例案についてはどのような意図で議会がやっているかということなんですかけれども、これはずっと議会は否決をしているところでありますけれども、廃止条例について。その理由は、サッカーの専用施設をなくすことは、やはり慎重に議論をするべきであるし、なくすべきではないというようなご判断の下で否決がされているというふうにこちらは理解をしているところです。もちろん、教育委員会の議論の中でも、当然再生医療の今後の受入れのことや、いろんなことを考えると、トータルで考えると、これは廃止が適当ではないかというご議論があつたことは理解しておりますし、その意味を含めて可決されたことは理解しております。ただ、市長が提案した後、議会がこの体育施設については存続をするべきであるという判断を重ねてやつた上に、今回3月に50番地の30を加えると。これは図面で見ていただけると分かるように、218号線が通ることに伴ってサッカーのコートはどうやら確保できなくなりそうだということがありましたので、そこも含めて加えることで、加えた上で確保できるよねということも含めて体育施設を存続するべきであろうというような判断をされたというふうに私どもは考えております。そこを踏まえますと、先ほど来から説明をしておりますように、確かに廃止の方向性の議論で教育委員会もしておりますし、市長も提案しております。しかしながら、これが確定するためには議会の議決を経なければなりません。現時点では、議決をいただいている、廃止の議決をいただいておりませんので、現前として公の施設がそこにあると。そこを管理する必要が教育委員会にはあるので、これを今年度は条例があるまでの間、管理する必要があるので管理をさせていただきたいということがまず1点です。

もう1点のほう、重ねて廃止条例を出すかどうかについては、諸般の状況等も市長部局とも調整を今、教育部長としてしているところでありますけれども、今回は組合の状況や、そういう状況がまだ把握できておりませんので、その提案までは至らないだろうというような判断をし

	ているということあります。状況としてはそういう状況です。議会は体育施設があるべきだということで否決をした上で、218号線が加わるということで、その部分、少しサッカーコートを動かしてでもできるよねということで条例改正を行ったということあります。そういう意味では可決をして公布をされておりまますので、公の施設としてうちは維持をする義務が生じております。そこについて、当然予算が伴うので管理の必要があるということあります。説明は以上です。
宮城委員	確認といいますか、よく理解できないので確認させてください。今現在、与根体育施設に関する廃止条例がありますね。ごめんなさい。体育施設の条例がありますね。その議員提案による条例の一部改正というものは、それはそれで条例として成立していて、与根体育施設に関する条例はそれで一つとして。
教育総務課長	そこが溶け込んだ形になります。今、場所だけはそういう形で。
宮城委員	条例が一緒になったということですか。改正された部分がその体育施設の条例に入り込んだという理解でいいわけですね。
教育総務課長	50番地の30が加わったということですね。
宮城委員	ということは、今まで残っていた野球の施設というのは、半分は売却したけれども、半分は残っていたということなんですか。
教育総務課長	はい、そうです。現状の3分の1のところにトイレがあつたり、そういうものがかかるて残りますので。利用はしております。
教育長	管理事務所の中にトイレがあるものですから、その開け閉めを職員がやらないといけないというのが現状としてあるわけです。
備瀬委員	シルバーは全く関わっていない。
教育長	はい。今は関わっています。
備瀬委員	教育委員が。
教育長	はい。
備瀬委員	だから職員のほうが全てやらざるを得ない。
教育長	先ほど私が申し上げたように、職員、班長以下4名いますけれども、班長を含めて4名です。そのうち2人が体調が悪い状況が現状としてありますので、私としては課長の思いを酌んであげたいということで、今回のこの会議を持っているわけです。皆さんにも、できるだけご理解を願いたいなというふうに考えてています。
備瀬委員	議会で条例改正して、野球場の一部とサッカー場が一緒になったと。令和3年度はそのための維持運営費を捻出したい。現在はゼロである。それを要求したいということですよね。
教育長	そうです。

備瀬委員	議会のほう……。ちょっと私、頭の中が整理できていませんけれども、たしか前回でしたか、サッカー協会としては与根体育施設のほうはグラウンド状態があまりよくないので、けがなどが心配されると。だからあまり好ましくない。その点、陸上競技場は最高の環境であるということも、僕は何か頭の中に残っているような感じもするんだけど、現在、これを維持運営だけやつても子どもたちの安全の確保という面からはどうなんでしょうかという。少しばかり、私ずっとこれまでの流れの中で話しあってきて条例改正というのが出てきて、その辺のほう、まだ私のほうでどうしていいかよく分からぬのが現状かなという、率直な私の考えです。
生涯学習振興課長	お答えします。豊中については、今、代替施設として、与根体育施設だったり、今は陸上競技場をメインに部活も利用してもらっているところです。ただ、やっぱりサッカー競技場は豊中だけではなくて、一般とか、ほか子どもたちも含めてサッカー競技者はいます。そのサッカー競技者の練習場所としては、まだ総合グラウンドが使えるという現状はないです。やはりあそこは芝の状況もあって、また陸上競技場ということもあることから、まだそこまでは利用させていない状況です。なので、与根のサッカー場がメインになってくるかなというふうに思っております。当然、私たちもそこは土のグラウンドですから、できるだけ使いやすいように整備もしながら、利用してもらいたいというふうに思っております。それも含めまして、シルバーへの委託を今回したいと。とても職員の手できれいに整備したりするという時間的なもの、あとはいろんな日常業務をしながら管理するのはとても困難でございます。ぜひご理解をお願いしたいと思います。
教育長	現状としまして、この図面を見て分かるようにここは道路が通るんですけど、現時点では夜間照明をつけて使っている状況です。現在使っているんです。この野球場の手前までサッカー場として使っている。そういうことがあって、課長のほうは特に今、利用状況の話をしているというふうに私自身は感じていますので、現在、使われている状況を維持管理する公共施設としての義務だという考え方に基づいている内容だということをご理解願いたいなと思います。
備瀬委員	一般の方は、このナイター設備もまだあるわけですか。
教育長	あります。
備瀬委員	現在も。
教育長	はい、あります。
教育総務課長	コロナで時間を制限しております。8時まででしたか、今コロナの。

	生涯学習振興課長、8時までですね。本当は10時まで……。
生涯学習振興課長	はい。今のまん延防止の期間中に限っては8時までです。それを外せば10時まで、夜の10時までということになります。
大城委員	大体、少しづかってきたんですけど、今、現状においては職員の負担が大変だということもよく分かりました。私も、さっきから言っているように、なぜそういう予算を前もってつくらなかつたのかという疑問もあるんだけど、そしてこの予算がつかなかつた場合はこの施設は使えなくなりますよね、管理ができないわけだから。そうだよね。
生涯学習振興課長	私たちとしては、条例は存続していますので、これがストップすることは今考えていなくて、やはり条例があって、使えるということからすると、やっぱり職員が直接管理する方法でもっても使用してもらうということが行政の役割かなというふうには思っております。
教育総務課長	一方では、公務員の働き方改革で残業等の予算の限りもございますので、もしそこのところが尽きてくるようであるならば、やはり利用制限、利用時間の制限等も含めた公の施設の利用制限ということも考えざるを得ない状況であることとも多分事実だと思います。できるところまで踏ん張るというところで課長はご発言なさっていますが、一方ではどこまでそこがいけるのか。おっしゃっているように今は夜8時までの対応になっていますが、コロナが落ち着きますと需要が広がります。10時までの対応になってきますので、そこまで職員を残業させてするということになるとやっぱり予算に限りがあります。そうなってくると、サービス残業をさせるのかという判断になってきますので、そこら辺、教育委員会の人事管理上の課題があると。そうなってくると、やはり最終的には公の施設の利用制限というところに踏み込まざるを得なくなってくるのかというふうに思っています。
教育長	私のほうから、課長のほうは気を遣いすぎているんですけど、私のほうはですね、公共施設は適切なサービスを提供すべきだというふうに考えています。条例が存続する以上。それで課長のほうは6月には提案しないよねという確認まで含めてやってきて、当面の間は維持できないのは維持したい。そしてなおかつ、適正な公共サービスを提供するという視点で議論を述べているわけです。この辺については委員の皆さんにもご理解を願いたいと思います。
宮城委員	教育委員になってスタートした仕事がこの条例案の廃止だったかなと遡って考えるというか、思い起こしています。条例は、やはりそれなりに重要なものだというふうにも理解していますし、今回、報告の中で新しく条例が追加といいますか、この中に入ったというのも、今、質問を

	して確認をして理解できたところです。それら全て含めて、私なりに理解をしているつもりです。今、課長のほうからの報告を含め、条例があるからにはやはり公の施設として関わっていかざるを得ないという発言も理解しました。そして、この4番目の廃止議案については、6月には見送りますというのは、これはどういう話合いの中で出てきたものでしょうか。
教育部長	今回、6月議会に廃止条例の提案は見送るという話につきましては、この3月議会で廃止条例が否決されて、新しく一部改正だったんですけども、その状況から、まだ廃止条例を出すには状況の変化がないこと。またこれから各協議を行っていって、どういったふうにしていきたいというものがまだ見いだせないものですから、6月議会にはまだ出せないということで、今回は見送るという形になっております。
宮城委員	分かりました。ありがとうございます。今回のこれもありがとうございます。そういうのも全て含めて、今、現に生涯学習課でその施設をどう管理していくかというところで困っているというところを踏まえれば、やはり公の、要するに豊見城市として公のというふうに考えたときには予算が必要であるのであれば、そこら辺は3月に提案して、否決されて、4月の現状を踏まえて新たにまた課のほうで申請しているという現状があるので、いろんな条件を踏まえていくとそれが必要であろうと思います。やはり動くために必要なものというのは、今ここで確認したいということで私たちは来ているわけですけれども、予算に関して、またこれから議論をして、これから市のほうというか、話合いをしていくわけですよね。そういうことも含めて、やはり必要なところに必要な予算は必要かなというふうに思ったりしています。これは議決の場ではないということでしたね、今ね。報告の内容ということで受け止めていますので。意見としてお伝えしたいなと思います。
教育長	ほかにありませんか。
大城委員	意見として。さっきと同じような話になると思うんだけど、現状においては生涯学習振興課長が説明したように職員の負担が大変だと。これは早めに予算を流用してもらって、今の職員の負担を減らす必要があるんじゃないかと思うんだけど。私がさっきから言っているように、そういう予算というのは年度が始まる前につけておかないといけないものだったんじゃないのかなと思うんですけど、この辺は今後の課題というか、今後そういうことがないようにやるべきじゃないのかなと思いますけれども。
生涯学習振興課長	予算の要求につきましては、重々承知しております。今後につきまし

	ても必要な予算というのは、できるだけ当初予算で計上できるように要求をしていきたいというふうに思っております。
教育長	私のほうで再度説明しますが、生涯学習振興課長のほうは復活要求も出しているわけです。一次査定でゼロ査定されたものですから、復活要求でさらに申請をしてやっています。しかしながらも、最終的に認められなかつたというのが現状ですので、事実ですので、私どもとしては事実だけは述べさせてください。
備瀬委員	予算がつかなかつたというのはどうしてでしょう。
生涯学習振興課長	私たちが財政部局にも確認しているところでは、やはり3月議会で廃止条例を提案するので、それと整合性を取るために4月以降の予算をつけていないという確認を取っているところです。それが廃止されていない現状が出てきましたので、やはり管理条例を復活させて必要だらうというふうに私たちは思っているところです。
教育長	ほかに質問ありますか。確認でもいいですが。
備瀬委員	今は、与根体育施設のサッカー場プラス野球場の残地について条例が可決されたので、ここを継続して市民に開放していきたい。そのためには維持運営、管理運営が必要だが、現在ゼロ査定なので、職員が管理をやっているという状況ですよね。違うの。
教育長	管理は、今現在職員はやっていません。ただ、ちょっと誤解がないように私のほうでいま一度説明します。今、ここに道路が入る予定があるんですけど、現状としては、今までどおりのサッカー場を貸出しをしているわけです。ここに、野球場の隣にあるのは管理事務所というのがありますけれども、これはトイレです。トイレの開け閉めがあつて、開けている。当然スポーツをするにはトイレが必要ですので、そういう状況だという認識をお願いします。ですから、ここまで踏まえて、広がつたところまで踏まえて使っているとかどうということでは現時点ではないんですが、現状の範囲内でもトイレの開け閉めのためにシルバーに委託していたというのが現状ですので、そういう意味合いで。
宮城委員	先ほど意見を述べさせてもらいましたけれども、今回の臨時教育委員会は、この報告内容に沿って、豊見城市的与根体育施設の管理を、管理というか、今まで行っていたシルバー人材センターに依頼をしていた部分の予算計上というところの話ですよね。それと併せて、その予算というのは新たに条例があるので、プラスアルファの予算がつくということではないわけですよね。
生涯学習振興課長	現状のサッカー場があります。それに今回一部が加わりました。条例上は加わっておりますが、これまで、令和2年度までにおいても、この

	前の野球場という部分は、当然、生涯学習振興課のほうで管理をしておりますので、現状何ら変わらない管理方法だと思っております。また、その中にはいろんなモクマオウとか木がございまして、台風のときとかに折れたりして、また草が伸びたら、雑草を刈っていくという部分についてもこれまで委託している範囲内において、その野球場側だった部分も含めてやっていますので、今回も何ら変わらない管理の方法だというふうに思っております。
教育長	委員の皆さんどうしましょうか。今日議決することではないんですが、方向性としましては、今、生涯学習振興課長が言っているように管理費及び除草清掃の費用を求めていきたいという内容が今日の趣旨ではあります。この趣旨に従いまして、委員の皆さんから意見を拝聴している状況ではあるんですが、今後どういう方法で対応しましょうかということでの内容ですので。
備瀬委員	僕個人の意見を言っていいですか。私は、7月から教育委員を仰せつかっていますけれども、7月からずっとこの条例廃止について議論をしてきましたけれども、基本的には条例を廃止して再生医療をとやってきました。その経過の中でサッカー協会も与根の体育施設よりは陸上競技場がいい、あるいは与根漁港のほうがいい、あるいはグラウンドができたらグラウンドを使うと。それが一番望ましいんだというようなことを私は聞いたことがあります。そういう中で、なぜじやあ、与根体育施設のほうが駄目なのかというと、安全面のことを指摘していたような感じがします。ですから、今、確かに管理費を流用する話、これも職員のほうが体調不良になったというのは非常に気になるところではありますけれども、この与根のサッカー場のほうは十分整地をしないと安全に活動ができるような状況ではないというふうに思ったりはします。実際にはまだ見ていません。実際そういう中で、与根体育施設のグラウンドのほうの状況がどうであるかというのも一度視察をしてみたいというのと。以前に生涯学習振興課から提案のあった与根漁港多目的グラウンドのほうも、まだ分かりませんがどうなるのだろうか。陸上競技場は見ました。それが一番望ましいのかなと思っているところでもありますので、ただ、条例が改正されたというのは聞きましたので、まだこの辺の部分がよくいきさつが分かりませんので、その辺のほうを先に見てみたいというのと、実際、現在はサッカー関係者、豊中の監督とか、あるいはサッカー協会でしょうか。サッカー協会の役員の皆様はそれをどういうふうに思っているのかというものを私自身、少し聞いてからこの話のほうは検討してもいいのかなと。お二人はどうか分かりませんけれども、私

	のほうはそういう考え方なんですね。ですから、少しちょっと時間がほしいというのが、頭の中で整理する時間を含めて考えております。
生涯学習振興課長	すみません、今の、先ほどの備瀬委員の内容につきまして、一部だけ報告させてください。まずサッカー場につきましては、危険だとかというような、けがのリスクがあるというふうなことがありました。ただ、その現状においては小学生だったり、一般のサッカー競技者なりも、毎日のように使っております。特に協議する中において、そこまで危険かどうかと言われるとそうではないというふうに思っているところでございます。ただ、豊中に限っては市の陸上競技場も使っておりますので、やはりそこはとてもきれいで安全なところです。当然なんです。それと比べますと、そういう状況だというふうな考え方だというふうに思いますが、市内、市外を含めて、利用者のことを考えると、やはり今の条例が生きている以上は与根サッカー場を使用していただきたいと。私たちもそれをしっかりと整備することに努めていきたいというふうに思っているところです。また与根漁港の、今、話がございました。これまで議論てきて、私たちも検討してきた中におきまして、そこを考えていきたいというふうな答弁をしているところです。ただ、現状は基本的には野球のほうで使われておりますし、ただ、私たちのほうとしてはこの与根サッカー場が、議案の廃止条例が可決されて廃止された場合に、そこにあるサッカーゴールを与根漁港に移動して、そこで野球と併用しながら使わせてもらえないかなというふうな考え方でございました。なので、それが今、進んでいるわけではございません。当然、廃止されない限りはなかなかそこまでは至っていない状況がございます。なので、今の現状を踏まえて、やはり条例が存続している以上、やっぱり管理費は喫緊の課題だと、早急に流用させていただきたいというふうなことでございます。よろしくお願ひします。
宮城委員	先ほど私、確認しましたね、与根体育施設の管理に関する予算の計上という話合いの場ですねということで確認をさせていただきました。これまで、先ほどもお話ししましたように、教育委員という任務を仰せつかってからこの議題でずっと今日というか、来たのかなというふうに思っています。委員会の中でいろいろ議論を深め、その中で必要とされることを、先ほど生涯学習振興課長もおっしゃったように、どこをどう活用すればよりうまく行くのかということも含めて、その廃止の理由に関する手続というのか、それを踏まえてこうしたほうがいいのではないかという案を提案しながらきました。その委員会での話合いは無駄ではなかったというふうに思っていますが、それが議会で提案されて、否決を

	されてという、その一連の流れに関しては私も納得のいかない部分は確かにあります。けれども、今、予算に関するものということなので、どうしても必要な部分というのはつけながらやっていく必要があるだろうというのが私の意見です。そしてもう一つ、この条例に関する話し合いの場というのは、議論を深めていく場というのは、これからもあるというふうに私は理解をしているんですが、そういうことで理解をしてよろしいでしょうか。
生涯学習振興課長	6月議会への議案の提案の話でございますけれども、先ほど来、部長のほうから報告があったように、3月議会からの現状と今はまだ変わりがないということと、今後の協議も必要なことということになりまして、それを踏まえて提案を見送る方向にしたいというのは、6月議会に向けての話でございまして、当然、その後も含めて協議して、今後についてはまた議論も必要かなというふうに思っております。
大城委員	今日、さっきから教育長が言っているように、この場は決を取るというより、ただ意見を言うだけですよね。ならそれでいいのかなと思うんだけど……。
教育長	ただ、ご理解願いたいのは、今後の方向性についてという内容になつたのは、今、管理予算を要求するのかしないのかまで話を言っているわけです。ですから今日、委員の皆さんにお諮りしたいのは、今後、管理予算の委託料、そして整備する100万円、トータル300万円。こういう要求を、今後事務調整を踏まえて進めていくかどうかだけは皆さんの意見を拝聴しておきたいという内容ですので。ですから、今日は決めるということではないんですが、方向性としては、そういう管理費用をもって、管理費用だけはこういう調整を今後進めさせてくださいよという趣旨ですね。
大城委員	この維持管理費については、とりあえず今年度は流用で対応して、次年度に向けては廃止条例がどうなるか流れを見てからということだったと思うんだけど、私も廃止条例云々という前に、再生医療センターを造るという、決定ではないはずだけれども、造る方向性という話は前からやっていますよね。これについてはぜひ造ってもらいたいなど、こっちに。誰が、どう動くか、県外でやるのか分らないけど最終的には。子どもたちの受け皿、これから就職に向けたあれにしても、こういう施設があると若い人たちがこっちに集まるんじゃないかなと、受け皿として。大きな産業になるんじゃないかなと思うので、これはぜひ進めてもらいたいというのか私の考えにあるんですけれども。廃止条例については、これからもいろいろ勉強していかないといけないだろうから、私な

	りにあちこちちょっと情報も聞いてからこれでやっていきたいと思うんだけど。とりあえず生涯学習振興課長がさっきから言っているように、現状においての予算というか、それはつけてもいいのかなと私は思います。緊急の予算ということで。
備瀬委員	そうですね、ちょっと急展開してきたものだから、いきなり資料を見たので、やっぱり責任があるので、これを見て……。
教育長	ただ、ご理解願いたいなと思うのは、条例が存続する以上、教育委員会としては適正に管理する義務が生じますよね。それを単純にですね、単純に今回の意見交換というのは、こういった維持管理経費の部分を条例が、今後の展開については条例がどうなるかというのを我々が関知できる、あるいはこっちで決める話ではありませんので、議会が決めることがあります。それを踏まえながらも、現状で、今の中で維持管理経費をどうするかという内容という単純な判断でいいと思いますので、その辺はご理解を願いたいなと思います。
備瀬委員	その辺の理解はしようと思っていますけれども、まだ十分目を通してないのでいいのかどうか分かりません。だから今、求められたらちょっと時間ください。ということは保留というんですか、そうしてもらいたら、もう少し時間が欲しいですね。よろしくお願ひしたいと思います。
教育長	じゃあ、とりあえず私も含めて3人の理解が得られましたので、今後の管理費及びシルバーへの委託料と管理費については、要望をしていくということの確認が得られたということでおろしいでしょうか。
大城委員	ちょっとごめんなさい。ちょっと訂正ではないんだけど、私ももっと話を聞きたいなと関係者から。と思うので、今のように決を取るような状況だったら、ちょっと保留ということで私としてはしたいと思う。でも、生涯学習振興課長の意見も分かるんだけども、すんなりいいですよと言う前に、ちょっと豊中のサッカー関係者と、少し話を聞きたいなと思います。
教育長	すみません、もう一度本題に戻ります。今日の話は、現状の施設の維持管理経費をどうするかという内容、趣旨ですので、それ以上の話は何もないということでご理解願えませんか。ですから、先ほど私が申しましたように、現施設を維持管理するために必要な予算の部分、現にまだ、実際には豊中が使っているんですよ、現施設を。この与根体育施設を豊中も使っているんですよ。ですから、それ以上のものは何もないというご理解で結構です。
備瀬委員	すみません。ぜひですね、私、サッカー協会の皆さんの方とか、あるいは豊中の監督とかコーチの考え方、全くまた聞きですので分かり

	ませんので、もう長い時間これについて議論をしてきたので、実際にどうなのかということを直接的に聞いてみたいなというのが強くあります。それから整理整頓しないと、フォローアップの話になったときに、「ああ、分かりました。困っているな。よし、じゃあ予算いいんじゃないの」って本当は言いたいけども、もう少し、私、保留にして考えさせてもらいたいというのが私の率直な考え方であります。以上です。
教育長	ちょっと私のほうから申し上げますと、公共サービスを提供する体育施設が存在する以上、我々にとっては、教育委員会としまして、我々としては義務的経費だと思っています。ですから、何もそれ以上の飛躍の話は全くないで、単純に維持管理経費、この条例が存在する間だけでも、何とかその維持管理経費をお願いしたいという内容で、担当課長も含めて私もそういうふうに考えていましたので、皆さんのはうに話をしているのは飛躍する話では全くありません。単純な話として。この施設が存在する以上、維持管理をすべきかどうかという話なんです。ですからこの辺はですね、幅を広げた話では全くありませんので、その趣旨についてはご理解を願いたいなと思います。ですから条例が存続している間、教育委員会は管理する義務がある。管理する義務があるんです。ですから、その管理義務を果たすために対応をお願いしたいという内容にしか過ぎませんので、それ以上の話は全くないということをまず私は申し上げておきます。先ほども申したように、うちのほうは議案なのか、報告案件なのか、それぞれ教育委員会は決議機関でありますので、今回、報告案件にしたのも決議する話ではない。だからといって全く議論を尽くさないわけにもいかないという内容があったので提案をしています。ですから、今、私が言っているのは教育委員の皆さん方にお願いしているのは単純な話だというのを今一度お願いしたいと思います。
備瀬委員	とりあえず、報告として受け止めておきたいと思います。
教育長	これは何を言うかというとですね。今後、この報告をもって予算の要求ができなくなります。ですから、委員の皆さんにご理解願いたいのは、皆さんが保留することで私どもは生涯学習振興課長が言っている予算の調整ができなくなると。そういうところまで含んでいるわけですよ。ですから私は生涯学習振興課長の思いを酌んで、皆さんとの調整をしたいという内容にしているわけです。
大城委員	予算が組めなくなるの？
教育長	予算の要求さえもできなくなります。
大城委員	じゃあ、そうなったらどうなりますか。
教育長	もう何もできなくなるわけです。管理もできない。公共施設を造って

	いて管理ができなくなるということは、私は避けるべきだと思っているので、皆さんにそういうお願いをしているところです。
備瀬委員	私としては、少し考える時間を与えてもらいたいということで、よろしくお願ひします。
教育長	大城委員はどうしますか。もう私ははつきり言いましたように、何もいろいろ言う気も何もありません。必要な管理を職員がやっている。単に今ある施設を公の施設として、条例に残っている以上、私たちは、私は義務だと思っています。ですからその義務を果たすために必要最小限の予算をお願いしたい。ところが、今予算はそういう調整ができなくなっている。そういうことがあったので、私は今回の教育委員との意見交換を開くということを受けましたので。
大城委員	何か単純な意見みたいだけど、やっぱり何か予算要求ができなくなるとか、条例についてつながりが出てくるのかなという感じを受けるんだけども、今。
教育長	今の趣旨は、条例が今後どういうふうに流れるかは私には想像できませんので、その時点で仮に否決、あるいは逆に成立、否決が成立すればそれはそれまでだと。これは教育委員が決める話ではないです。議会が決める話。その線をしっかりと引いてもらえばいいなと思っております。
教育総務課長	予算を今後する中で、当然、否決、今後の動きの中で9月議会、6月……、まあ、6月がどう動くかというところもあると思いますけれども、6月、9月、12月、3月と定例会があるわけですけれども、その際に条例が否決されるということがあれば、当然それまでの間の予算の執行として、それ以降は執行しないということになることも、そういうことになりますので、存続に関しての判断のところと、予算の執行について、そこは整合を取るような形で、今後取り組んで行くことになりますので、そこは、齟齬は生じることはないと考えています。
教育長	6月議会に提案しないということがある程度確認されているということは、次の議会は9月になります。その間、教育委員会として全く管理をしないということは、私自身はあってはならないことだというふうに思います。公共サービスを提供する、公共施設を管理する義務者として責任を果たすべき役割があるというふうに考えていますので、いま一度、委員の皆さんにはご理解を願います。どうしましょうかね。
生涯学習振興課長	すみません、重ねてまた説明いたします。私たち生涯学習振興課につきましては、先ほど教育長からもあったように社会体育班が4名で日常業務をしております。当然、こちらの管理だけじゃなくて、日頃の社会教育、体育という部分につきましてはいろんな行事も含まれております。

	それに加えて、今年度はオリ・パラという部分につきましては、やがてリレーとかの行事も始まるところです。それも含めて業務をしている中においては、その今の夜間であったり、休日であったり、戸の開け閉め、そして草刈りというふうなことを職員が直接やることについては、とても困難が生じています。ぜひこれを先に改善させていただいて、こここの施設の今後の状況については、その後にまた協議させていただければというふうに思っているので、ぜひその流用の予算を要求することについてご理解願えればというふうに思っております。よろしくお願ひします。
教育長	一応、今日は決議する話ではありませんので、報告案件ということで、要するに議案として存在しないものですから、それで今回、報告案件ということで上げさせていただいている。これ以上何か意見等、あるいは進めるということ、どうするかということについて意見がありましたら。大城委員は、すみません確認でいいですか。大城委員は、どうぞもう一度考え方を。
大城委員	考え方としては、今、生涯学習振興課長が困っている意見もよく分かれます。現状、予算の流用をしてもいいかということだけど、やらないといけないんだろうなと思うんだけども、私は議会で5、6回……、6回か否決されて、そういう複雑な状況の中で予算も最初につかなかつたんだろうかと思うんだけど、そこら辺を考えると、単に賛成か反対かという意見じゃないかも分からぬけど、何かすんなり意見として、じゃあ予算を流用しましょうということにしていいのかどうか。その辺が難しいと思うんだけど。じゃあ、結論としてまとめてくれというと難しいですね。
教育長	一応、もういろいろ意見は出尽くされていますので、ただ、ひとつ……どうですか。今後全く管理がつかない状況が起こると、生涯学習振興課はこういった対応をせざるを得ない状況になります。これはいつまでそういうのをやっていくかどうかもありますし、また今後管理をしないという話になっていくのかなという気もしますので、……どうしようかな。28日にもう1回意見交換をしていただけますか。あと何日か、今日26日ですから、2日ぐらいあるのでその間に考えていただいて、どうするかを考えていただけますか。今日のところはもう、特に決議する話ではありませんので、それで。
大城委員	私はそうしてもらいたい。
教育長	じゃあ、備瀬委員もそれでいいですか。それまで結論出していただけますか。
備瀬委員	2日間で十分頭の中整理できるかどうかは知りませんけれども、努力

	はしてみます。
教育長	<p>それでお願いしたいと思います。</p> <p>私のほうから最後に報告があります。私はですね、4月2日に与根西部地区区画整理組合を訪問いたしました。そして6項目程度の話をしています。具体的には与根体育施設の条例廃止が否決されたこと。そして新たな区域が設定されたこと。そして、あと何だったかな……。区画整理事業の執行については協力させていただきたい。4番目に、住民監査請求に絶えうる制度で移転除却に係る補償費の算定を早期に提示していただきたい。補償金額の提示も、区画整理法77条の2に係る通知を提出して発出していただきたい。今回の移転除却に伴う事務は市長の補助執行で行われ、最終的には市長の決裁を受ける。6項目、私のほうからは組合のほうには話をできました。教育委員の皆さんに、私から特に報告を申し上げるのは、私の行動については明らかにする必要があるという思いと、これまでも同様、教育長の業務を行う中で常に報告はしてきましたので、それにつながるものだというふうに考えています。私のほうからは以上です。</p> <p>それでは意見交換を、これで終わりたいと思います。皆さん大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。</p>

(署名欄)

教育長 照屋聖二
 教育委員 宮城伸子

